

注意!

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農薬使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。
■文中で旧 URL (<http://www.nougyou.kitakami.iwate.jp/agri/>) を記載している場合、新 URL (<http://i-agri.net>) に読み替えてください。

平成18年1月発行

病害虫防除技術情報 NO.17-4

岩手県病害虫防除所

ピーマンのPMMoV(P_{1,2,3}型) 発生圃場での発病株抜き取りによる蔓延防止効果

県内で2事例目となるピーマンの PMMoV 抵抗性(L³)品種(京鈴)を侵す PMMoV(P_{1,2,3}型)発生圃場において発病初期から7月下旬まで発病株の抜き取りを実施したところ、発病の増加を抑制できた。

一方、発病株の抜き取りを怠ると急速に圃場全体に蔓延した。

1. 調査概要

平成17年5月下旬に、県内では2事例目となるピーマンの PMMoV 抵抗性(L³)品種を侵す PMMoV(P_{1,2,3}型)の発生が確認された。症状は、生長点や上位葉の葉脈にえそを生じて、株が矮小化しており、症状が進んだ株では、落葉や生長点の壊死が見られた(図1, 2)。

発生圃場において、発病を確認した株を随時抜き取りながら、発生状況を経時的に調査し、発病株抜き取りによる蔓延防止効果を検討した。

なお、発病圃場の収穫・管理作業は、最後に行い、ハサミは圃場内に備え付けて使用した。



図1 葉の黄化、落葉



図2 生長点の壊死



2. 結果

発病株の随時抜き取りを実施した6月3日～7月25日の発病株率は、6.1% 14.2%と8.1%の増加にとどまり、抜き取りによって急激な蔓延が抑制された(図3)。

しかし、8月以降は発病株率が急激に増加し、10月4日には発病株率が54.1%となり、生長点の壊死等によって枯死株も見られた。

これは、発病株の抜き取りを8月以降実施しなかったために、8月以降の整枝や摘心作業等により発病株から感染し、蔓延したと考えられる。

発病株を残しておく周辺株に感染して圃場内に蔓延することが確認されたため、発生圃場では発病株の早期抜き取りの徹底が必要である。

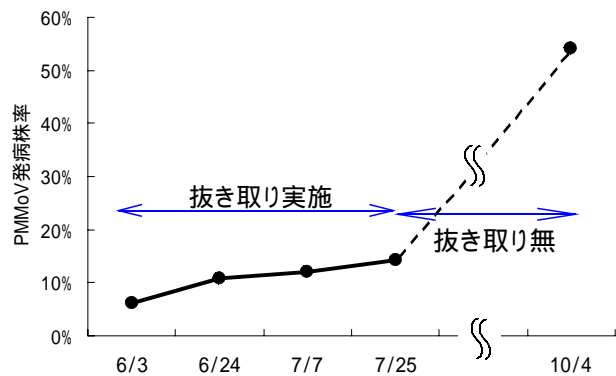


図3 発生圃場での発病株率の推移

3. 留意事項

発病株の抜き取りは、できるだけ土壌中へ根を残さないように行い、発病残さを全て圃場外へ持ち出して処分する。

発病株を抜き取った後への補植は、再発の可能性があるため行わない。

発生圃場の管理は、他の圃場と別にし、最後に行う。特に、発病株の周辺株は最後に管理する。

発生圃場および周辺圃場に、同様の症状が見られていないかを継続して監視する。

PMMoVの症状等については、平成16年度病害虫防除技術情報「ピーマンのPMMoV抵抗性(L³)品種を侵すPMMoV(P_{1,2,3}型)の発生と対策」を参照のこと。

事業名：病害虫発生予察事業